

法律チェックサイト： 輸入販売代理店 ネット通販サイト
対象商品： 食品

★ 販売価格

送料や支払い手数料などが含まれているかどうか分からない。
→販売価格に送料や支払い手数料など購入者が負担すべき金額は、サイト義務表示事項である。利用ガイドなどに表記されているのであれば、記載箇所へリンクを張るなどの配慮を。(特商法)

★ 製造元

輸入品の場合は、製造者氏名の代わりに輸入業者氏名を記載する。(輸入者が自社であっても、それが分かるように記載)。製造元を表記するならば、その会社を紹介するページへリンクできるとよい。(JAS法)(食品衛生法)

- × 不適切な表示
- ▲ 注意が必要な表示
- ★ 推奨表示事項

× No.1 表示について
「人気No.1」と記載。製造元でのNo.1なのか、販売店でのNo.1なのか、どのような条件でのNo.1が分からない。No.1表示に対して、根拠となる調査結果を表示する。(景品表示法)



★ 商品情報について

- 商品情報がまとめて表示されていない。
→名称(品名)、原材料や内容量、原産地、アレルギーなどの商品情報は出来るだけ記載する。またそれらは、まとめて表示する。
- 消費期限は表記できなくても、どの程度の保存が可能かは記載する。
- 本商品が、「いわゆる健康食品」のジャンルに入る場合、一日あたりの摂取目安量、摂取する上での注意事項、バランスの取れた食生活の普及啓蒙を図る記載もあるとよい。

▲ 公共的機関の認証について

当該認証等の制度が実在しない場合、事実と相違すること又は人を誤認させることが明らかであると判断できる表示となり不可。外国の基準『□□マーク』について、認証を付与する団体名や認証基準など詳細を記載するか、詳細ページへのリンクがあるとよい。(特商法)(景表法)(不正競争防止法)(健康増進法)

■ アドバイス:

食品の品質表示事項は、通販において表示義務事項ではありません。ですが、食品表示に対する消費者の関心は高まっています。表示方法を工夫して可能な限り表示することをお勧めします。また、輸入商材の場合は特に、品質表示記載内容が正しい情報か、よく確認しましょう。

法律チェックサイト： 輸入販売代理店 ネット通販サイト
対象商品： 食品

× 不適切な表示



商品写真

△△に期待できること (△△は原材料名)

一般的に、△△がもつ特徴は、以下のものとされています。

カルシウム、マグネシウム、鉄をはじめ、亜鉛、リン、セリンなどのミネラルが豊富。

- 血液をサラサラにする効果。
- 高血圧予防効果。
- 更年期障害の緩和。
- 血糖値の上昇を抑制する効果。
- コレステロールを下げる働き。
- 利尿作用。

【補足 日本の☆☆との違い】

(1) 形状の差……顆粒状の○○○(商品名)は、△△のチカラを確実に摂取できる！

△△の大変なチカラ(効能)を、そのまま摂取できるのが○○○の、☆☆と違う大きな特徴です。

× 不適切な表示

血液をサラサラにする効果、高血圧予防効果、更年期障害の緩和、血糖値の上昇を抑制する効果、コレステロールを下げる働き、利尿作用

→原材料の説明であっても、商品の効果と関連づけられるため、上記は医薬品的効能効果を暗示させる表現となりNG。(薬事法)

また、実際にそのような効果がない商品の場合、虚偽・誇大広告とみなされるので注意が必要。「コレステロールを下げる働き」は、特定保健用食品と誤認を与える表示になりNG。(健康増進法)

× 不適切な表示

○○○(商品名)は、△△のチカラを、確実に摂取できる。△△の大変なチカラ(効能)を、そのまま摂取できる

→「効能」は医薬品的効能効果を暗示し、「△△のチカラ」という表現は、△△(原材料)の説明で謳っている「高血圧予防効果」などと関連づけられるため、医薬品的効能効果を暗示しているとしてNG。(薬事法)
さらに、実際にそのような効果がない商品の場合、虚偽・誇大広告とみなされる。(健康増進法)

→「△△のチカラを確実に摂取」は、「確実に効果がある」と同義と捉えられ、最上級表現による優秀性の誤認につながるおそれがあるので、注意が必要。(健康増進法)

なお、商品の効果については、合理的根拠の有無を確認した上で掲載する。

客観的に実証されていないなど合理的根拠がない場合、不当表示(優良誤認)とみなされる可能性があり、注意が必要。(景品表示法)

■アドバイス:

御社商品は健康を訴求した食品ですので、特に、商品説明に関して、消費者に誤認を与えるような表現には気をつけましょう。

薬事法、健康増進法、景表法などで、表記に対して厳しく規制されています。